

申請に対する処分

処分名	保有個人情報の訂正請求に対する決定
根拠法令	奄美市個人情報保護条例第30条
所管課	総務課

1 審査基準

- (1) 申請を行うことができる人又は団体

何人も

- (2) 申請の方法

保有個人情報訂正請求書（奄美市個人情報保護条例施行規則第16条に規定）を提出する。

- (3) 許認可等の要件

相違する事実の確認

2 標準処理時間

30日